

令和6年度からの熊本支援学校高等部の募集停止及び  
熊本はばたき高等支援学校の重複障がい学級の募集開始について

- 1 熊本支援学校高等部は、令和6年度から募集停止とする。  
(令和5年度入学生が卒業する令和8年3月まで同校高等部は存続する)
- 2 熊本はばたき高等支援学校は、令和6年度から重複障がい学級の募集を開始する。

(提案理由)

県立特別支援学校高等部の募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立特別支援学校学則第4条第2項の規定により、教育委員会において定める必要がある。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(H20 教育委員会規則第5号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(14) 県立学校生徒募集定員の決定

●熊本県立特別支援学校学則 (S41 教育委員会規則第9号)

第4条 (部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等及び募集定員)

2 特別支援学校の幼稚部及び高等部の募集定員は、熊本県教育委員会が別に定める。

## 令和6年度からの熊本支援学校高等部の募集停止及び 熊本はばたき高等支援学校の重複障がい学級の募集開始について

### 1 経緯

これまで、熊本支援学校の在籍者数増加に伴う過密対策として、「県立特別支援学校整備計画（H23.5）」に基づき、同校高等部東町分教室（H23）、熊本かがやきの森支援学校（H26）、熊本はばたき高等支援学校（H31）を開校するなどして教室不足を緩和してきた。

さらに、「県立特別支援学校整備計画【改定版】（H31.3）」で策定された、「熊本支援学校高等部を熊本はばたき高等支援学校に段階的に移行させる」に基づき、平成31年度以降、一般学級1学年1学級及び重複障がい学級に規模を縮小してきた。（下表参照）

#### ◆ 熊本市内県立特別支援学校高等部一般学級1年生の学級数推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R6以降
熊本支援(一般)	2	4	2	3	2	3	4	2	2	1	1	1	
東町分教室(一般)		2	2	2	2	2	2	2	2				
熊本はばたき(一般)										9	8	9	8~9
一般学級 合計	2	6	4	5	4	5	6	4	4	10	9	10	8~9

#### ◆ 熊本市内県立特別支援学校高等部重複学級の学級数推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R6以降
熊本支援(重複)	8	8	7	7	0	1	2	2	2	2	1	1	
熊本かがやきの森(重複)					9	9	9	9	9	8	10	10	8~10
熊本はばたき(重複)										—	—	—	1
重複学級 合計	8	8	7	7	9	10	11	11	11	10	11	11	9~11

※重複障がい学級は、高等部1年生に限らず、2年生、3年生が在籍している場合がある。

平成31年度の熊本はばたき高等支援学校開校以降の3年間で、受検者数の分析及び将来的な受検者予測を行ってきた結果、熊本市内に設置されている知的障がい特別支援学校（熊本市立及び国立を含む）における受検者の受入れ状況が整ったと判断した。

## 2 この時期に方針決定が必要な理由

令和4年度の入学志願者(◎)には、3年生になった際に1年生が入学しないことについて、事前に十分な周知を図る必要があるため。

年度	1年	2年	3年	重複
R3	◇	○	□	◇○□
R4	◎	◇	○	◎◇○
R5	★	◎	◇	★◎◇
R6		★	◎	★◎
R7			★	★
R8				

## 3 今後の対応

令和6年度からの熊本支援学校高等部の募集停止に伴い、熊本はばたき高等支援学校へ入学志願者が集中することが懸念されるが、今後、整備の目的である「可能な限り身近な特別支援学校」への進学について理解啓発と周知を図り、特定の学校への入学志願者の偏りがないようにしていく。

